三、評議員ハ本会ノ各種ノ会議ニ出席シ発言スルヲ得。

規約第十七条本部ノ機関ヲ合セテ左ノ二種トス。

一、大会 二、中央委員会。

(四)大会ハ本部役員及各支部選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回会長之ヲ召集ス。大会ノ議長ハ会長之レニ任シ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ定ムル所ニ依ル大会ハ議長外定員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス。

(一)但中央委員ノ必要ト認メタルトキハ臨時大会ヲ開会スルコトヲ得

(二)中央委員会ハ本部役員ヲ以テ組織シ緊急ヲ要スル重要事項ヲ審議ス。中央委員会ノ決議ハ次回大会迄有効トス

規定ヲ次ノ如ク変更セリ

第十七条本部ノ機関ヲ合セテ左ノ二種トス。

一、大会、二、中央委員会。

(一)大会ハ本部役員及各支部選出ノ代議員及ビ各支部長ヲ以テ組織シ毎年一回委員長之ヲ召集ス大会ノ議長ハ委員長之ニ任ズ

但中央委員ノ必要ト認メタルトキハ臨時大会ヲ開会スルコトヲ得

(二)中央委員会ハ本部役員及各支部長ヲ以テ組織シ緊急ヲ要スル重要事項ヲ審議ス中央委員会ハ委員長之ヲ召集ス

但シ中央委員ノ三分ノ一ノ必要ト認メタル時ハ中央委員会ヲ開催スルモノトス

(三)議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決シ可否同数ナル時ハ議長ノ定ムル所ニ依ル

会議ハ議長ノ外定員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス

規約第十八条本部ニ左ノ役員ヲ置ク役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年一回大会ニ於テ選挙ス但シ再選重任ヲ妨ケス

会長一名 副会長二名、中央委員若干名、主事一名 会計一名

財団 協調会大阪支所